

【指定就労継続支援 A 型事業所 経営改善計画書】

| | | | | | | | |
|----------|-----------------------------|----|--|-------|-------------------|--|--|
| 事業所名称 | | | | 代表者指名 | | | |
| 事業所所在地 | | | | | | | |
| 連絡先 | 電話番号 | | | | FAX番号 | | |
| 職員数 | | 定員 | | 利用者数 | (うち身体 知的 精神 その他) | | |
| 事業所の設置主体 | 社会福祉法人 ・ 民間企業 ・ NPO法人 ・ その他 | | | | 設立年月日 | | |
| 改善計画期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (1年間とすること) | | | | | | |

1 現在、指定基準第192条第2項を満たすことができていない理由と具体的改善策
(詳細かつ具体的に記載すること)

| | |
|---------|----------|
| (未達成理由) | (具体的改善策) |
| | |

2 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

| | |
|---------|------------------|
| 現在の事業内容 | 計画期間を通じて実施する事業内容 |
| | |

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

3 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額(1年間の額を記載)

| | |
|--------|--------------------|
| 現在の収入額 | 計画期間を通じて達成すべき目標収入額 |
| 円 | 円 |
| (主な費目) | (積算根拠) |
| | |

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

4 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じて達成する必要経費の見込額(1年間の経費を記載)

| | |
|--------|-----------------|
| 現在の経費 | 計画期間を通じて見込まれる経費 |
| 円 | 円 |
| (主な費目) | (積算根拠) |
| | |

5 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費

| | |
|------------|---------------|
| 現在の「収入－経費」 | 計画期間後の「収入－経費」 |
| 円 | 円 |

6 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額

| | |
|------------|---------------|
| 現在の支払い総賃金額 | 計画期間後の支払い総賃金額 |
| 円 | 円 |
| (積算根拠) | (積算根拠) |
| | |

事業所代表者署名欄

印

※「現在」はいずれも、指定基準192条第2項を満たさないと判断された前年度1年間のものを記載すること。
※その他、社会福祉法人会計基準に基づく会計書類等、地方公共団体が必要と認める書類を添付させること。

※ 賃金向上達成指導員配置加算を算定する場合は、「賃金向上計画」を作成する必要があります。

また、「賃金向上計画」は、下記のとおり、こちらの様式「経営改善計画書」に現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を2から6に記載することで、「賃金向上計画」とすることができます。

※ なお、こちらの計画書は、札幌市への提出は不要です。

(根拠)

【留意事項通知(障害福祉サービス等)第二の3(4)⑬(2)】
「賃金向上計画」は、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(平成29年3月30日障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「指定基準の見直し等通知」という。)の1の(2)で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、指定基準の見直し等通知の1の(2)で示す別紙様式2-1の経営改善計画書の1に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を2から6に記載することで、賃金向上計画とすることができる。